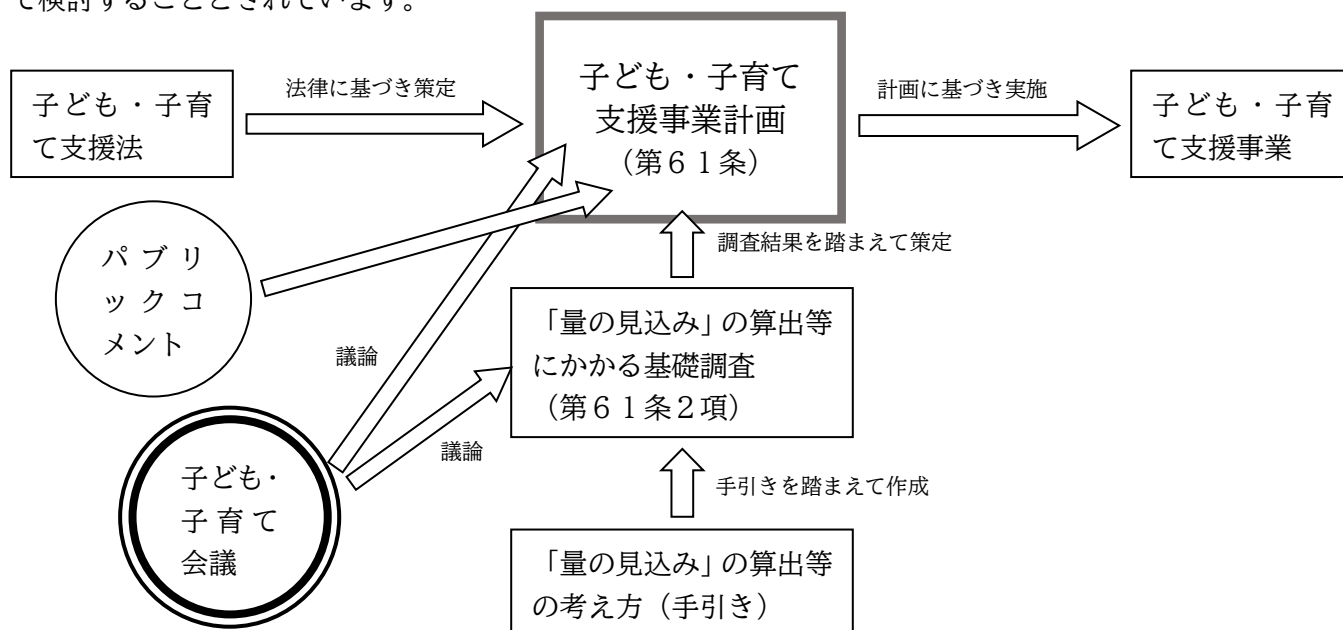


第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画にかかる 「量の見込み」の算出等のための基礎調査の概要について

■ 子ども・子育て支援事業計画と基礎調査の実施について

子ども子育て支援事業計画は、子ども子育て支援法に基づき、市町村が5年に1回定めるものとされています。

また、計画の作成にあたっては国の文書に基づき、子ども・子育て会議での議論を経て量の見込みについて検討することとされています。



<子ども・子育て支援法(抜粋)>

第六十条 内閣総理大臣は、(中略)子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、(中略)業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 (前略)教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 (前略)子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三～四 (省略)

3 (省略)

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

<第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方>

(以下、「はじめに」より抜粋)

(前略)各市町村及び都道府県におかれては、第一期手引き及び第三期手引きを参考に第三期市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の計画作成の準備を進めていただきたい。(中略)具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断いただきたい。